

四万十町教育委員会会議録（令和2年3月臨時会）

1. 日 時 令和2年3月24日（火）午前9：00～午前11：35

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長	川上哲男				
教育委員	横山順一	坂本維子	石崎豊史	佐々倉愛	
事務局	教育次長	熊谷敏郎			
	生涯学習課	課長	林 瑞穂		
	学校教育課	課長	西谷典生	副課長	東 孝典
	教育研究所	所長	岡 澄子		

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

（1）開会

（2）教育長あいさつ

（3）会議録署名委員の指名（石崎委員）

（4）議題

- ①議案第1号 四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- ②議案第2号「庄屋屋敷（旧中平家住宅）」の四万十町保護有形文化財の指定を一部解除することについて
- ③議案第3号 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について
- ④議案第4号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について
- ⑤議案第5号 学校運営協議会委員等の委嘱について
- ⑥議案第6号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について
- ⑦議案第7号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について
- ⑧議案第8号 四万十町教育研究所長・教育相談員の選任について
- ⑨議案第9号 令和2年4月1日付け会計年度任用職員の発令について
- ⑩議案第10号 令和2年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について
- ⑪議案第11号 令和2年度教育行政方針の策定について
- ⑫議案第12号 四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の改正について
- ⑬議案第13号 四万十町立学校管理運営規則の改正について
- ⑭議案第14号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について
- ⑮議案第15号 四万十町教育委員会の権限に属する事務に事務委任及び補助執行に関する規則の改正について

（5）協議事項

なし

（6）報告事項

- ①スクールガード・リーダーについて
 - ②コロナウイルス対策の対応について
 - ③文化的複合施設について
- (7) その他

6. 議 事

教育長 : これより、令和2年3月臨時教育委員会を開催いたします。

議題に入る前に議案第3号、議案第5号から第10号並びに報告事項①につきましては、個人情報を含んだ案件であるため会議を非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 異議ないものと認め、議案第3号及び議案第5号から議案第10号並びに報告事項①につきましては非公開といたします。

それでは、議題に入っております。議案第1号 四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第1号 四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見また聞きたいことなどございませんか。

横山委員 : キャリアアップ事業というのは小学校、中学校に定額の金額があって、プラス生徒児童数で加算の金額で決まるのですか。その金額は、今年度の予算が倍ぐらいになっているので、定額の金額とかは変わりますか。

東学校教育課長 : 基本的なキャリアアップ事業の補助金は、先ほど言われたみたいに、定額の部分とプラス児童生徒数で掛けた形が基本にあります。それにプラスして防災教育に関して定額で20万円という枠を設けまして、それで5校ぐらい、興津だけじゃなくて他の学校へも広げていきたいという形で100万ほど計上しています。そこで、今回については、今までと比べたら増額になっています。

教育長 : 他、ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、他にご意見等はないということでございます。議案第1号 四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、は承認でよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第2号 庄屋屋敷(旧中平家住宅)の四万十町保護有形文化財の指定を一部解除することについて、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第2号 「庄屋屋敷(旧中平家住宅)」の四万十町保護有形文化財の指定を一部解除することについて、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見またお聞きしたいことなどございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第2号 「庄屋屋敷（旧中平家住宅）」の四万十町保護有形文化財の指定を一部解除することについて、は承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第3号 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第3号 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について、説明する。）

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見はございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第3号 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱についてについて、は承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第4号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第4号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、説明する。）

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第4号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、は承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第5号から第10号までは、非公開となります。議案第5号 学校運営協議会委員等の委嘱について、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第5号 学校運営協議会委員等の委嘱について、説明する。）

教育長 : 先ほど説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。

役職等につきましては、年度替わりということで、また変更があれば、次回の教育委員会で報告、それ以外に何かあれば、次の教育委員会にお諮りをしたいと思います。そういったことで議案第5号 学校運営協議会委員等の委嘱について、は承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第6号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第6号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。日本国内また世界というところで活躍をされておる方々ということで、被表彰者の選定ということでございます。このことについてご意見等また聞きたいことなどございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第6号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、は承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : なお、表彰式が3月26日の予定でありましたが、現在のコロナウイルスの感染拡大防止というところの観点から、表彰式は行わないということにしております。また、表彰のほうは送付という形で郵送等にて、何かの形でお渡しするようになります。

林生涯学習課長 : 持っていくという形が中心になると思います。学校経由で渡せる方については、学校経由で渡して、渡せない方については持っていくということが基本になると思います。

教育長 : 続いて、議案第7号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第7号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第7号について説明がありました。委員の皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、ご意見、ご異議ございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい

教育長 : それでは、四万十町社会教育委員について、皆さん、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 四万十町社会教育委員については、承認とさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、四万十町文化財保護審議会委員については、承認ということで、皆さん、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 四万十町文化財保護審議会委員については、承認とさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 四万十町スポーツ推進委員兼四万十町窪川B & G海洋センター運営委員について、皆さん、承認でよろしいですか。

全委員 : はい。
教育長 : 四万十町スポーツ推進委員兼四万十町窪川B & G海洋センター運営委員について、
は承認とさせていただきます。
全委員 : はい。
教育長 : 四万十町図書館協議会委員について、承認でよろしいでしょうか。
全委員 : はい。
教育長 : 四万十町図書館協議会委員については、承認とさせていただきます。
全委員 : はい。
教育長 : 四万十町立美術館運営審議会委員について、承認でよろしいでしょうか。
全委員 : はい。
教育長 : 四万十町立美術館運営審議会委員については、承認とさせていただきます。
よって、議案第7号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、は承認とさせていただきます。
全委員 : はい。
教育長 : 続いて、議案第8号 四万十町教育研究所所長・教育相談員の選任については、岡所長の退室を命じます。

(岡所長、退室)

教育長 : それでは、議案第8号 四万十町教育研究所所長・教育相談員の選任について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第8号 四万十町教育研究所所長・教育相談員の選任について、説明する。)

教育長 : このことにつきまして説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。
全委員 : はい。
教育長 : それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第8号 四万十町教育研究所所長・教育相談員の選任について、は承認ということでよろしいでしょうか。
全委員 : はい。
教育長 : それでは、岡所長の入室を許可します。

(岡所長、入室)

教育長 : それでは、議案第9号 令和2年4月1日付け会計年度任用職員の発令について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第9号 令和2年4月1日付け会計年度任用職員の発令について、説明する。)

教育長 : それでは、議案第9号につきましてご意見等ございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第 9 号 令和 2 年 4 月 1 日付け会計年度任用職員の発令について、は承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第 10 号 令和 2 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員人事異動について、は教育委員、教育長、教育次長のみで協議しますので、他の職員の退出を命じます。また、資料のほうは回収をさせていただきたいと思います。

(西谷学校教育課長、林生涯学習課長、岡所長、東学校教育課副課長、退室)

教育長 : それでは、説明を熊谷教育次長、お願いいたします。

(事務局より、議案第 10 号 令和 2 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員人事異動について、説明する。)

教育長 : それでは、議案第 10 号につきまして、委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第 10 号 令和 2 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員人事異動について、は承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、次の議案に入る前に、退室を解きますので職員の入室を許可いたします。

(西谷学校教育課長、林生涯学習課長、岡所長、東学校教育課副課長、入室)

教育長 : 続いて、議案第 11 号 令和 2 年度教育行政方針の策定について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第 11 号 令和 2 年度教育行政方針の策定について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を伺います。ご意見等ございませんか。よろしいですか。教育行政方針は、4 月 1 日に校長、教頭、主幹教諭の合同会で示させていただきます。

それでは、議案第 11 号 令和 2 年度教育行政方針の策定について、ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第 11 号 令和 2 年度教育行政方針の策定について、は承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第 12 号 四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の改正に

ついて、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第 12 号 四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の改正について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。このことについて委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第 12 号四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の改正について、は承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第 13 号 四万十町立学校管理運営規則の改正について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第 13 号 四万十町立学校管理運営規則の改正について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見また聞きたいということなどございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第 13 号 四万十町立学校管理運営規則の改正について、は承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第 14 号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第 14 号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第 14 号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について、は承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第 15 号 四万十町教育委員会の権限に属する事務委任及び補助の執行に関する規則の改正について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第 15 号 四万十町教育委員会の権限に属する事務委任及び補助の執行に関する規則の改正について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を伺います。ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第 15 号 四万十町教育委員会の権限に属する事務委任及び補助の執行に関する規則の改正について、は承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 以上、予定をしておいた議案については以上のとおりでございます。

5 番目の協議事項についてはございません。

6 番目の報告事項でございます。①、非公開とさせていただきます。報告事項 ① スクールガード・リーダーについて、事務局の説明をお願いします。

(事務局より、報告事項 ①スクールガード・リーダーについて、説明する。)

教育長 : 報告ということでございます。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、報告事項 ②コロナウイルス対策の対応について、事務局のほうから、コロナウイルスの現状をお伝えしておきたいと思います。

(事務局より、報告事項 ②コロナウイルス対策の対応について、説明する。)

教育長 : ただ今、コロナウイルスの感染症対策に関わる対応ということで生涯学習課、学校教育課のほうから説明がありました。何か聞いておきたいとか、確認をしておきたいこと、よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、報告事項 ③文化的複合施設について、事務局の説明をお願いします。

(事務局より、報告事項 ③文化的複合施設について、説明する。)

教育長 : このことについてはよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それで、私のほうから日程調整ということで確認も含めて日程調整させていただきたいと思います。まず、4 月の定例教育委員会につきましては、4 月 14 日火曜日午前 9 時ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 5 月も入れておきたいと思いますが、5 月定例教育委員会は、5 月 12 日火曜日午前 9 時ということで、予定をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 次に、令和 2 年度の校長・教頭・主幹教諭の合同会が 4 月 1 日の水曜日、来週になりますが、午後日程で開催をするようになります。4 月 1 日水曜日 14 時 30 分から

東庁舎1階多目的大ホールということで予定をしておいていただけたらと思います。

続いて、令和2年度高岡地区市町村教育委員会連合会定例総会、部会総会ということで4月10日金曜日14時からということでは間違いございませんが、明日、高岡地区の教育長会で、予定どおりみんなを集めて総会、部会総会をするのか、4月10日に行うのかというのを明日の会で決定するようにしておりますので、決定次第、皆様方のほうには連絡をさせていただきたいと思います。

それでは以上、本日の日程は全て終了しました。令和2年3月臨時教育委員会を閉会いたします。

(閉会)

4月の定例委員会予定	令和2年4月14日（火）午前9時～
5月の定例委員会予定	令和2年5月12日（火）午前9時～

教育長 _____ :

署名人 _____ :